



# 宮 崎 県 公 報

令和 7 年 3 月 5 日（水曜日）号外 第 7 号

発行・印刷 宮 崎 県  
宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

発行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料（送料共） 1 年 64,800円

## 目 次

頁

### 告 示

○特定水産資源の採捕の停止の撤回 ----- （漁業管理課） 1

## 告 示

### 宮崎県告示第 113号の 2

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第14条に基づく宮崎県資源管理方針（以下「方針」という。）別紙 1－3 の第 2 の 2 から 5 までに定める宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業による漁獲量の総量及び方針別紙 1－4 の第 2 の 3 及び 4 に定める宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業による漁獲量の総量が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量（法第16条第 1 項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）を超えていると認められなくなったことにより、法第33条第 2 項第 1 号に掲げる場合に該当しなくなったと認めるので、特定水産資源の採捕の停止（令和 7 年宮崎県告示第75号）を撤回する。

令和 7 年 3 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣